

○弥彦村外部公益通報に関する事務の取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)の施行に伴い、労働者が知り得た労務提供先の違法な行為等に関する公益通報を適正に処理するため、村が講ずるべき措置等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公益通報 村の行政運営に係る事項又は村(村の行政委員会を含む。以下同じ。)が処分(命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。)若しくは勧告等(勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。)を行う権限を有する事項で、次のいずれかに該当するものについての村に対する通報をいう。

ア 法令(条例、規則等を含む。)に違反し、又はまさに違反が生じようとしている事項

イ 個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な損害を加え、又はまさに加えようとしている事項

(2) 労働者 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(弥彦村内部公益通報に関する事務の取扱い要綱(平成28年弥彦村告示131号)第2条第1項第3号に規定する村職員等を除く。)をいう。

(3) 公益通報相談員 公益通報を受けるために設置する弁護士等の相談員。

(公益通報の窓口)

第3条 村における公益通報の窓口(以下「通報窓口」という。)を総務課長と公益通報相談員に置く。

2 通報窓口は、公益通報を受け付け、当該公益通報について第5条に規定する公益通報調査委員長に速やかに報告するとともに、公益通報に関する相談に応じるものとする。

(公益通報の受付)

第4条 通報窓口は、公益通報を受け付けるときは、公益通報を行おうとす

る者（以下「通報者」という。）に対し、通報者の情報の保護について説明したうえで、通報者の住所、氏名、連絡先及び通報の内容となる事実など次に掲げる公益通報の要件が備わっているかどうかについて確認するとともに、原則として外部公益通報書（第1号様式）の提出を求めるものとする。

(1) 通報者が法第2条第1項に該当する労働者であること。

(2) 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的の通報でないこと。

(3) 法第2条第3項に該当する通報対象事実であること。

(4) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること。

2 通報窓口は、公益通報が行われた場合において、当該通報の内容となる事実について、村が処分又は勧告等をする権限を有しないときは、通報者に対して、当該権限を有する行政機関（法第2条第4項に規定する行政機関をいう。）を教示するものとする。

（公益通報調査委員会の設置）

第5条 公益通報を調査、処理するため、公益通報調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

3 委員長は、副村長を、副委員長は教育長をもって充てる。

4 委員は、総務課長と総務課参事もしくは総務課長補佐をもって充てる。ただし、委員長が必要と認めるときは、当該公益通報に関係する主管課長、公益通報相談員を臨時の委員として加えることができるものとする。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 委員会の庶務は、総務課において行う。

8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

（委員会の会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、当該公益通報に関係する者その他参考人の出席を求め、事情を聴くことができる。

3 委員会の会議は、非公開とする。

(委員会の調査)

第7条 委員会は、第3条第2項に規定する報告を受けたときは、通報の内容となる事実について、調査を行うものとする。

2 委員会は、調査を行うときは、通報者の秘密を守るため、公益通報に基づく調査であることが判明しないよう十分配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員会が指名する村職員に、委員会が指定する事項について調査を行わせることができる。

4 村職員は、通報等に関する調査に協力を求められたときは、これに協力しなければならない。

5 委員会は、調査の結果を村長に報告するものとする。

(措置)

第8条 村長は、委員会による調査の結果、通報の内容となる事実があると認められるときは、速やかに、法令に基づく措置又は是正及び再発防止のために必要と認める措置をとらなければならない。

(通報者への通知)

第9条 村長は、通報者に対し、調査の結果及び措置した内容を、外部公益通報調査結果及び措置通知書(第2号様式)により遅滞なく通知するものとする。

2 村長は、前項の通知をするときは、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシーその他の必要な事項に配慮し、当該事項を侵すこととなるおそれがあるときは、通知しないものとする。

3 通報者が匿名であるとき又は通知を希望しないときは、第1項の規定は適用しない。

(秘密の保持等)

第10条 委員会の委員及び第7条第3項の規定により委員会が指名する村職員並びに総務課に所属する職員(以下「委員等」という。)は、公益通報の調査に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利益相反関係の排除)

第11条 委員等は、自ら関係する事実についての公益通報の調査に関与してはならない。

(通報者の保護)

第 12 条 通報者の保護は、法令に定めるもののほか、次項に定めるところによる。

2 公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると判断した労働者は、委員会に対してその旨を通報することができる。なお、この時には公益相談員を委員として加えるものとする。

3 委員会は、前項の規定により通報を受けた場合は、当該通報について調査し、必要と認めるときは、その改善又は防止のために適切な措置を講ずるものとする。

(他の行政機関への協力)

第 13 条 委員会は、他の行政機関から公益通報に係る調査等について協力を求められたときは、正当な理由があるときを除き、必要な協力を行うものとする。

(公益通報の記録)

第 14 条 公益通報の処理が終了したときは、総務課において外部公益通報調査結果整理票（第 3 号様式）を作成し、保存するものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。